

令和7年度千曲市貨物自動車運送事業者支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の暮らしや産業活動を支える貨物自動車運送事業者が原油価格の高騰の影響を受ける中、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で千曲市貨物自動車運送事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める、法人又は個人事業者をいう。
- (2) 営業車両 運送事業者が事業に供している車両とする。

(対象事業者)

第3条 支援金の支援対象となる者は、次の各号のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 千曲市に本店登記のある法人又は住民登録のある個人事業主
- (2) 令和7年4月1日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思がある者
- (3) 税滞納者でないこと。
- (4) 千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に該当しない者又は暴力団等と関係を有しない者

2 前項の規定のほか、市長が特に必要と認めた者は、支援金の支給対象とする。

(対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両は、前条に該当する事業者が所有する営業車両のことをいう。

2 前項のうち、貨物自動車運送事業を営む事業者が所有する営業車両にあっては、令和7年4月1日時点で長野運輸支局において市内の営業所に配置登録のある車

両とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条に該当する車両1台につき次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 普通貨物自動車 | 40,000円 |
| (2) 小型貨物自動車 | 30,000円 |
| (3) 軽貨物自動車 | 15,000円 |
| (4) 自動二輪車 | 10,000円 |

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市貨物自動車運送事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 事業経営状況が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請は、1事業者につき1回限り行うことができる。

(支援金の支給可否決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の支給可否を決定するものとする。

(交付金の交付可否決定)

第8条 市長は、前条の規定により支給又は不支給を決定したときは、千曲市貨物自動車運送事業者支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）又は千曲市貨物自動車運送事業者支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(検査等)

第9条 市長は、交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告及び関係書類の提出を求め、帳簿、書類等を検査することができる。

(支給決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により支援金の

交付決定を受けたと認めたときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。